# 和歌山市
# 介護保険の現状と特徴

【　２０２６年８月作成　】

和歌山市の介護保険について、市民の皆様に知っていただくため、
現状と特徴をまとめました。

主な内容は・・・

○現状　・・・　高齢化率、要介護認定率、介護保険料
高齢独居世帯率、高齢夫婦世帯率

○特徴　・・・　給付月額
他市との比較　そして まとめ等 となっています！

# 目　次


和歌山市の高齢化率　・・・・・・・・・・・・・・・・1
和歌山市の要介護認定率　・・・・・・・・・・・・・・2
和歌山市の介護保険料　・・・・・・・・・・・・・・・3
和歌山市の高齢独居世帯率　・・・・・・・・・・・・・4
和歌山市の高齢夫婦世帯率　・・・・・・・・・・・・・5
和歌山市の介護保険の特徴　～給付月額～　・・・・・・6
県内他市との比較　～要介護認定率～　・・・・・・・・7
県内他市との比較　～給付月額～　・・・・・・・・・・8
県内他市との比較　～保険料～　・・・・・・・・・・・9
中核市との比較　～要介護認定率～　・・・・・・・・１０
中核市との比較　～給付月額～　・・・・・・・・・・１１
中核市との比較　～保険料～　・・・・・・・・・・・１２

# 目　次

和歌山市　介護保険の現状まとめ①　・・・・・・・・・・１３
和歌山市　介護保険の現状まとめ②　・・・・・・・・・・１４
和歌山市　介護保険の特徴まとめ　・・・・・・・・・・・１５
現状と特徴から考えられること・・・・・・・・・・・・・１６
現状と特徴のはてな・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
介護保険法では　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
最後に　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
補足①　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
補足②　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
補足③　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

# 和歌山市の高齢化率

年々上昇中！

高齢化率とは・・・65歳以上の高齢者の方の人口が、総人口に占める割合のことです。

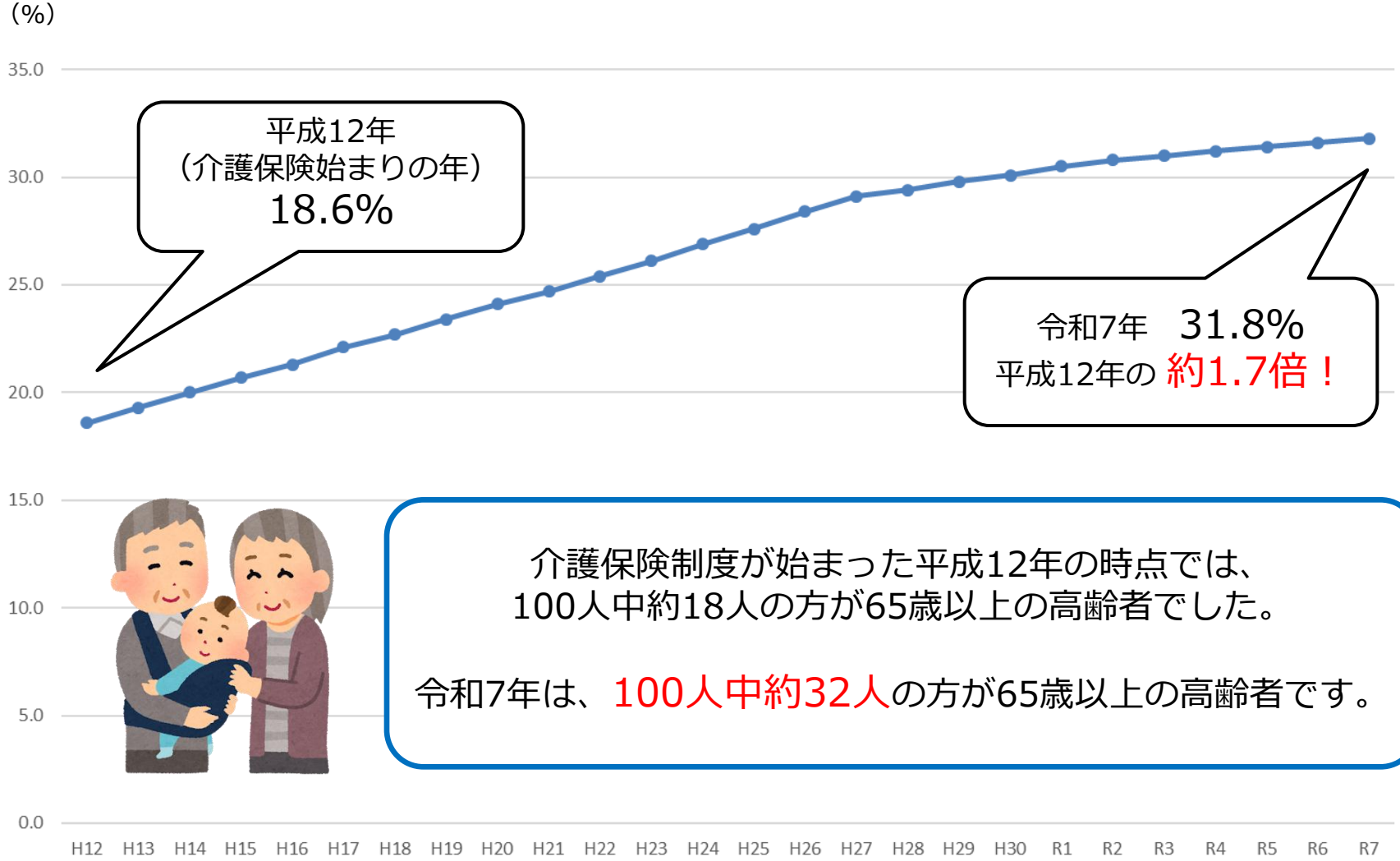




介護保険制度が始まった平成12年の時点では、
100人中約18人の方が65歳以上の高齢者でした。

令和7年は、100人中約32人の方が65歳以上の高齢者です。

（出典）総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

# 和歌山市の要介護認定率

要介護認定率とは・・・65歳以上の高齢者の方のうち、介護保険の要介護認定を受けている方の割合です。

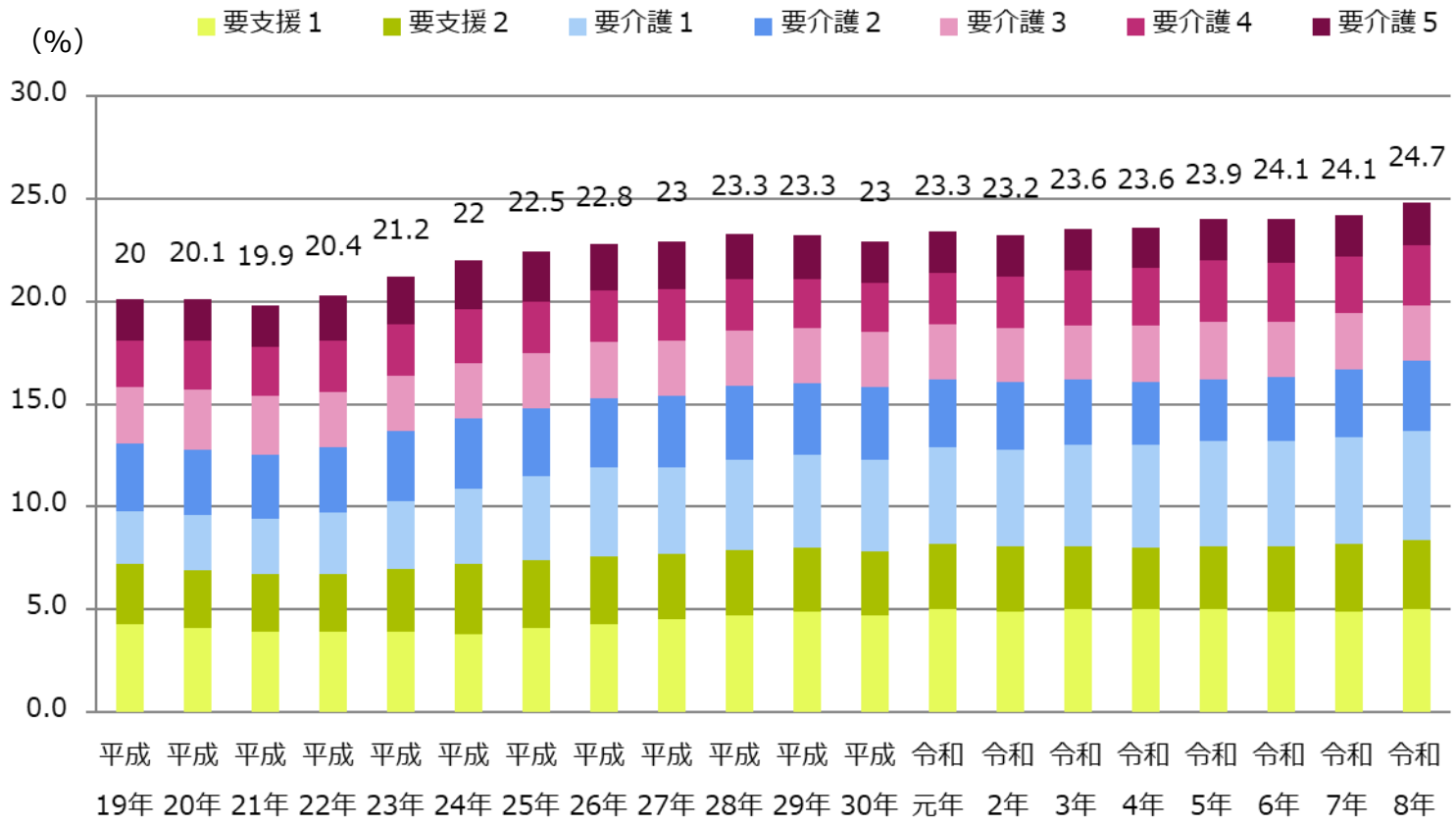


65歳以上の高齢者の方100人中、約25人の方が、加齢や病気等に伴う身体機能の低下等により、支援や介護が必要であるとの認定を受けています。

※毎年3月末時点

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6.7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

# 和歌山市の介護保険料

基準月額については補足①（P.23）をご覧ください。

介護保険料は、原則として３年ごとに改定されます。
介護保険が始まった第１期（平成12～14年度）の保険料は基準月額3,117円でした。
第６期までに基準月額6,600円に順次上昇し、３期９年据え置いた後、第９期（令和6～8年度）に約3%上昇して基準月額6,800円となりました。

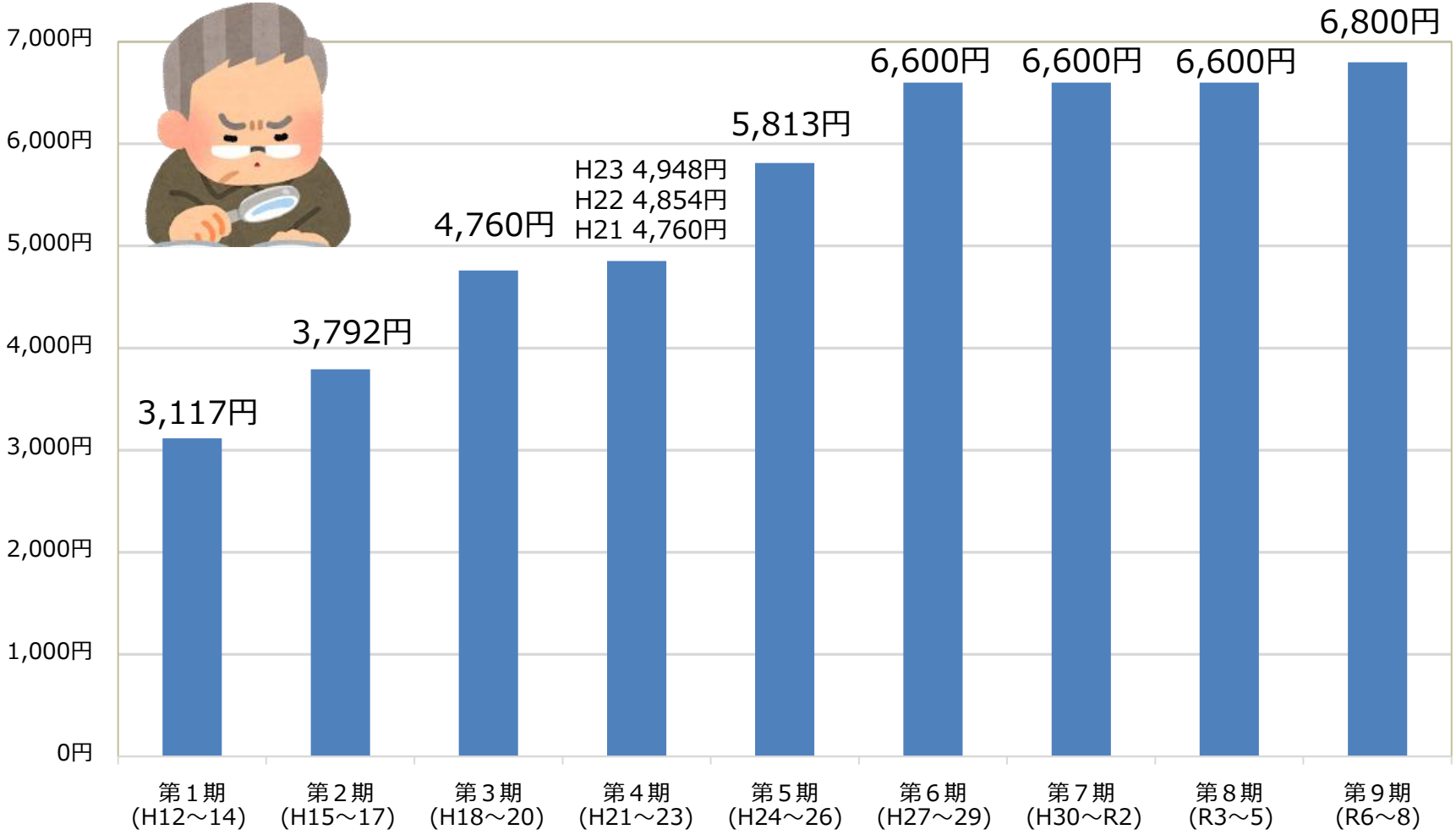

# 和歌山市の高齢独居世帯率

高齢独居世帯とは・・・65歳以上の高齢者の方がおひとりで生活されている世帯のことです。

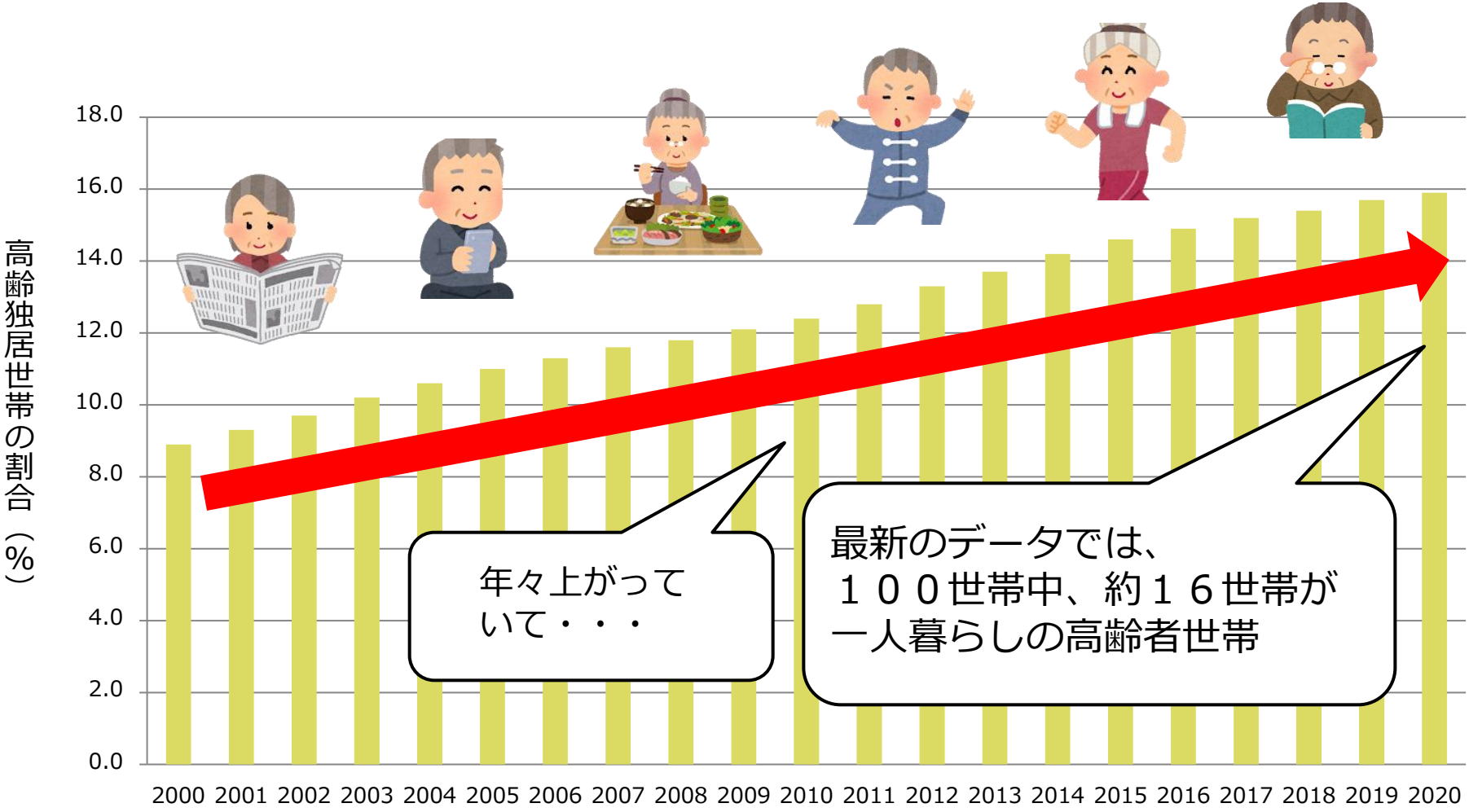


（出典）総務省「国勢調査」

# 和歌山市の高齢夫婦世帯率

高齢夫婦世帯とは・・・65歳以上のご夫婦のみで生活されている世帯のことです。

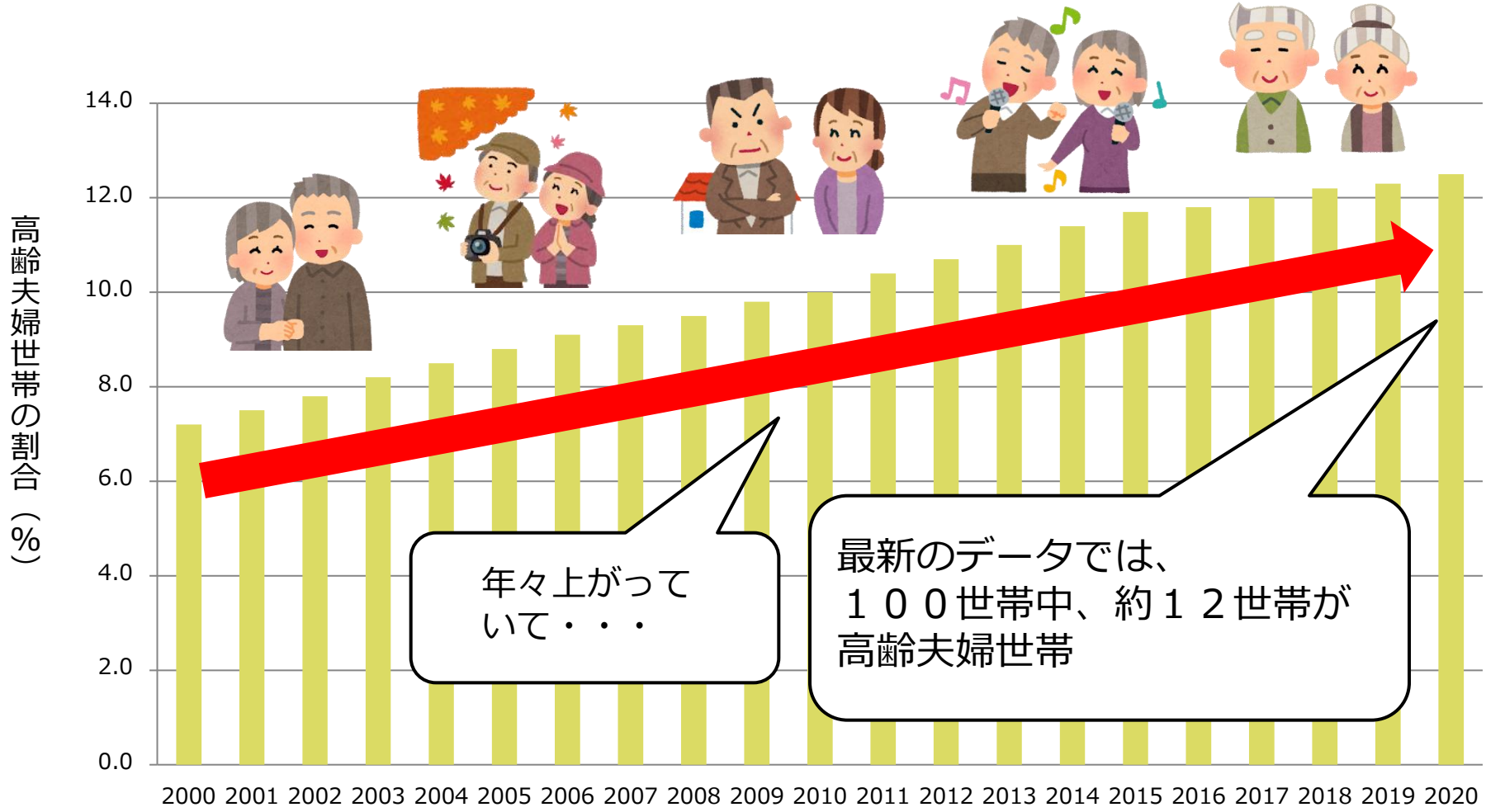


（出典）総務省「国勢調査」

# 和歌山市の介護保険の特徴

## ～給付月額～

給付月額については、補足②(P.28)をご覧ください。

在宅および居住系サービスについては、補足③(P.29)をご覧ください。

**受給者1人あたり給付月額(要介護度別) (在宅および居住系サービス)**

給付月額は少しずつ増えて令和７年度は１人あたり約14万6千円なのね。

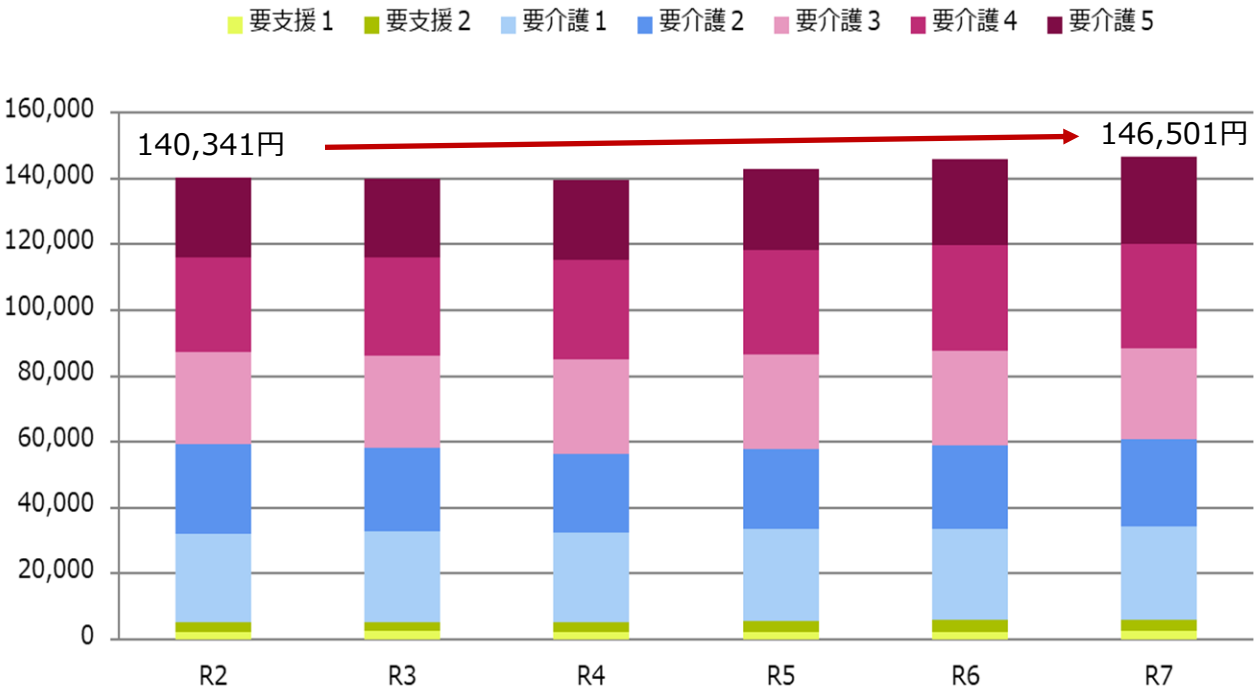


※令和6,7年度は、2月サービス提供分まで

要介護度別の割合で見ると要介護１～５の方への給付が大半のようだね。

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

# 県内他市との比較

## ～要介護認定率（R8.3月末）～

全国平均、和歌山県平均、
和歌山県下９市の数値と
比べています。

認定率は、田辺市に続き
県下９市中２位です。

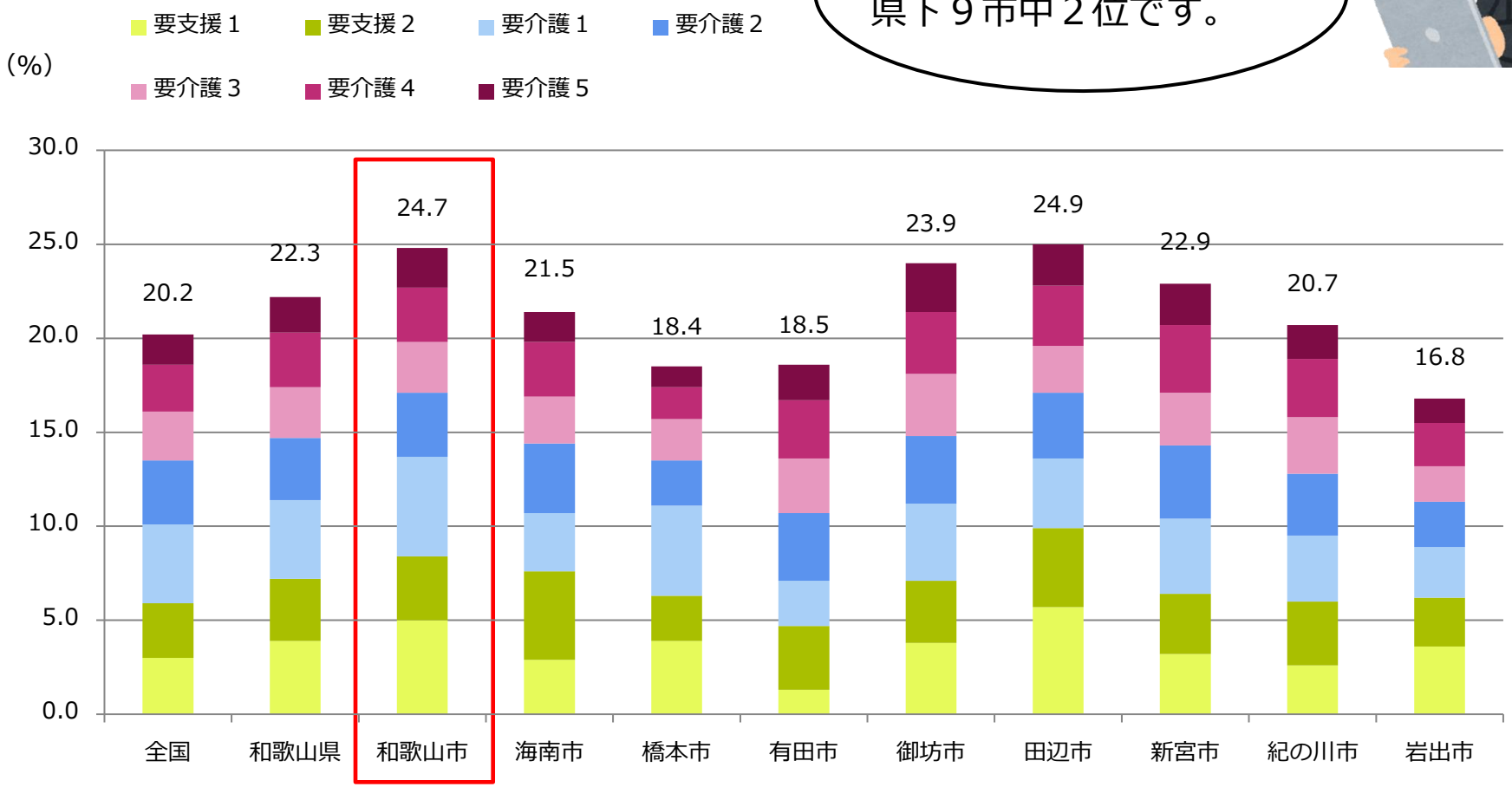


（時点）令和6年度
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

１人あたりの給付月額は、県下９市で最も多い数値となっています。

# 県内他市との比較

## ～給付月額～

**受給者1人あたり給付月額(要介護度別) (在宅および居住系サービス)**

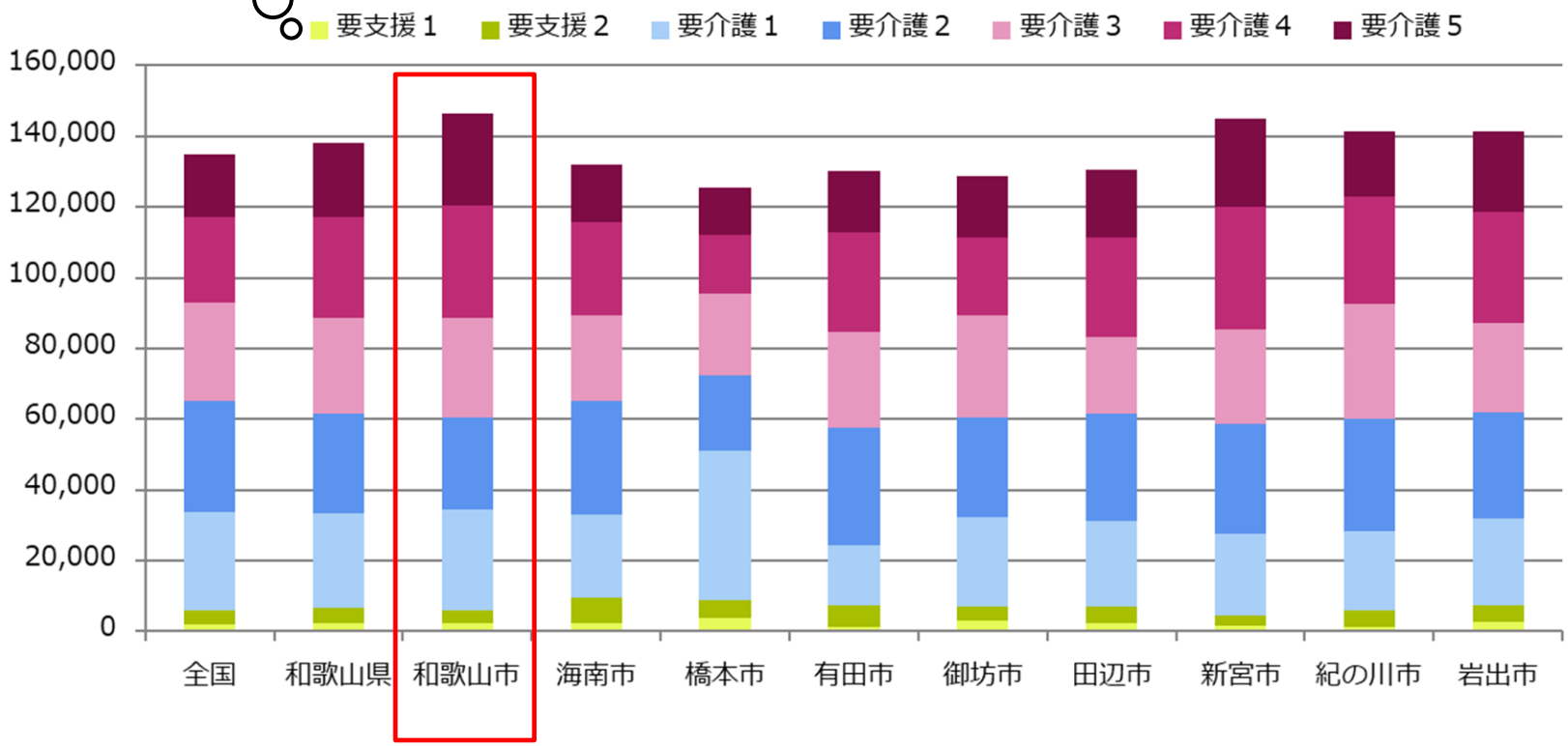


（時点）令和7年度（令和8年2月のサービス提供分まで）
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 県内他市との比較

## ～保険料～

保険料の基準月額は、和歌山県の平均よりやや高く、県下９市中３位です。
最も低い橋本市と1,500円、
最も高い御坊市と1,000円の差となっています。

**第９期（令和6～8年度） 基準月額**

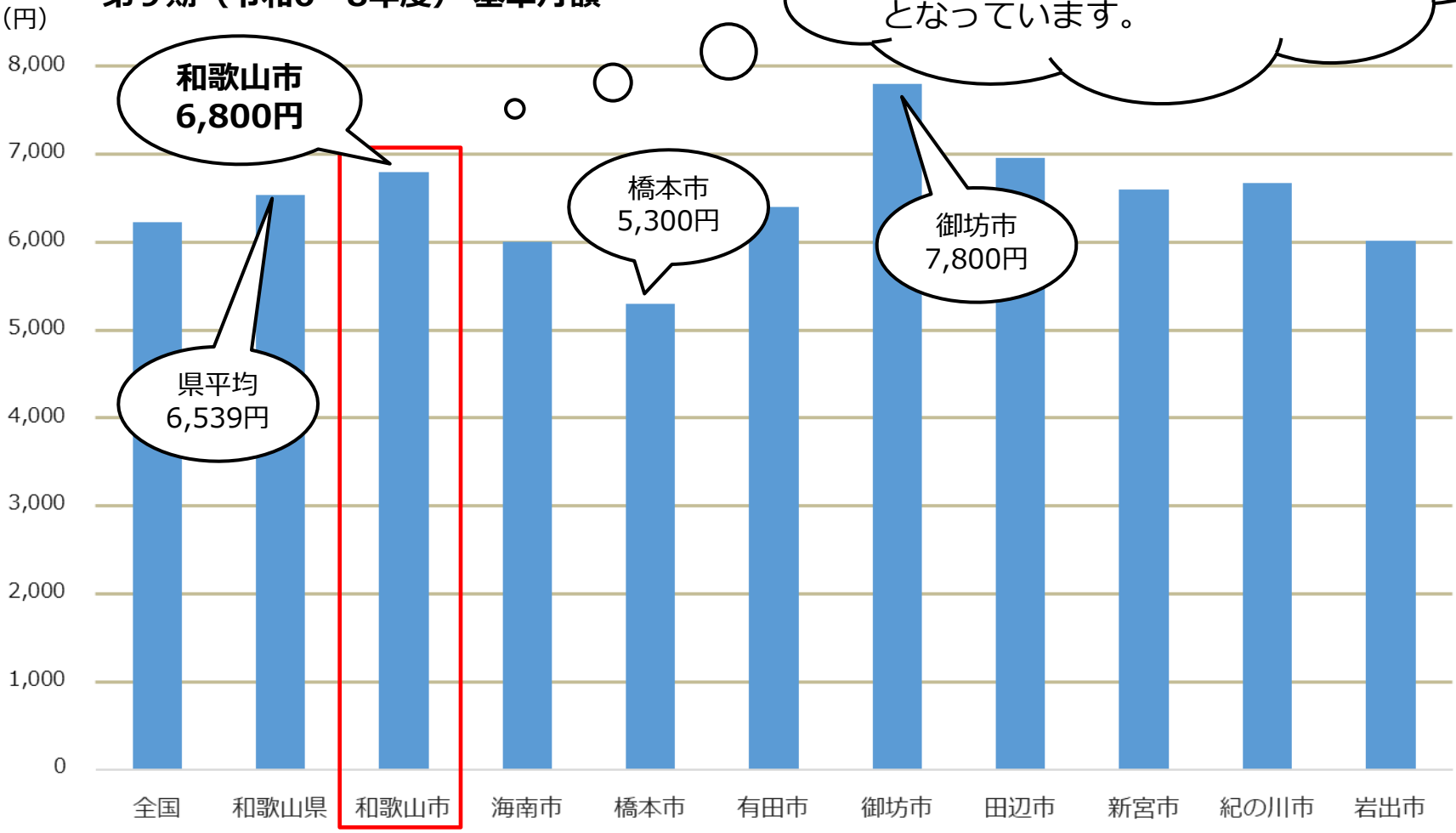


（出典）厚生労働省HP（第９期）各都道府県平均保険料基準額一覧、各保険者保険料基準額一覧

# 中核市との比較 ～要介護認定率（R8.3月末）～

中核市６１市中
４位です。

**全国平均　20.2%**
**中核市平均 20.8%**

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

（%）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 東大阪市 | 26.8 | 21 | 高槻市 | 21.5 | 41 | 松江市 | 19.8 |
| 2 | 八尾市 | 26.6 | 22 | 明石市 | 21.5 | 42 | 呉市 | 19.8 |
| 3 | 尼崎市 | 25.3 | 23 | 西宮市 | 21.2 | 43 | 越谷市 | 19.7 |
| 4 | 和歌山市 | 24.7 | 24 | 富山市 | 21.0 | 44 | 佐世保市 | 19.7 |
| 5 | 豊中市 | 24.5 | 25 | 大津市 | 20.9 | 45 | 鳥取市 | 19.6 |
| 6 | 姫路市 | 23.9 | 26 | 鹿児島市 | 20.9 | 46 | 水戸市 | 19.5 |
| 7 | 倉敷市 | 23.4 | 27 | 盛岡市 | 20.8 | 47 | 川口市 | 19.1 |
| 8 | 函館市 | 23.2 | 28 | 八王子市 | 20.8 | 48 | 福井市 | 19.1 |
| 9 | 岐阜市 | 22.7 | 29 | 枚方市 | 20.8 | 49 | 前橋市 | 19.0 |
| 10 | 奈良市 | 22.3 | 30 | 金沢市 | 20.7 | 50 | 柏市 | 18.9 |
| 11 | いわき市 | 22.1 | 31 | 久留米市 | 20.7 | 51 | 一宮市 | 18.9 |
| 12 | 福山市 | 22.1 | 32 | 福島市 | 20.6 | 52 | 郡山市 | 18.8 |
| 13 | 吹田市 | 21.9 | 33 | 甲府市 | 20.6 | 53 | 長野市 | 18.8 |
| 14 | 松山市 | 21.9 | 34 | 大分市 | 20.6 | 54 | 高崎市 | 18.7 |
| 15 | 旭川市 | 21.8 | 35 | 高知市 | 20.5 | 55 | 松本市 | 18.6 |
| 16 | 高松市 | 21.8 | 36 | 横須賀市 | 20.3 | 56 | 宇都宮市 | 18.4 |
| 17 | 寝屋川市 | 21.7 | 37 | 秋田市 | 20.2 | 57 | 岡崎市 | 17.6 |
| 18 | 下関市 | 21.7 | 38 | 青森市 | 20.0 | 58 | 宮崎市 | 17.1 |
| 19 | 長崎市 | 21.7 | 39 | 那覇市 | 19.9 | 59 | 山形市 | 17.0 |
| 20 | 船橋市 | 21.6 | 40 | 川越市 | 19.8 | 60 | 豊田市 | 17.0 |
| | | | | | | 61 | 八戸市 | 16.5 |

（時点）令和7年度
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

# 中核市との比較 ～給付月額～

**受給者1人あたり給付月額**
**（在宅および居住系サービス）**

（円）

中核市６１市中
１０位です。

**全国平均　134,862円**
**中核市平均 136,223円**

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 八尾市 | 159,780 |
| 2 | 青森市 | 157,103 |
| 3 | 宮崎市 | 156,876 |
| 4 | 那覇市 | 156,208 |
| 5 | 寝屋川市 | 149,034 |
| 6 | 八戸市 | 148,885 |
| 7 | 枚方市 | 147,556 |
| 8 | 豊中市 | 146,807 |
| 9 | 甲府市 | 146,753 |
| 10 | 和歌山市 | 146,501 |
| 11 | 久留米市 | 145,708 |
| 12 | 東大阪市 | 144,296 |
| 13 | 岐阜市 | 143,963 |
| 14 | 高崎市 | 143,578 |
| 15 | 川口市 | 143,542 |
| 16 | 旭川市 | 143,121 |
| 17 | 鹿児島市 | 142,567 |
| 18 | 一宮市 | 142,182 |
| 19 | 船橋市 | 141,375 |
| 20 | 吹田市 | 141,075 |
| 21 | 鳥取市 | 139,716 |
| 22 | 前橋市 | 139,293 |
| 23 | 高松市 | 139,107 |
| 24 | 大分市 | 138,202 |
| 25 | 高槻市 | 137,348 |
| 26 | 盛岡市 | 137,336 |
| 27 | 金沢市 | 137,327 |
| 28 | 尼崎市 | 137,133 |
| 29 | 西宮市 | 136,388 |
| 30 | 長崎市 | 135,615 |
| 31 | 奈良市 | 135,563 |
| 32 | 越谷市 | 135,312 |
| 33 | 松山市 | 135,000 |
| 34 | 高知市 | 134,572 |
| 35 | 山形市 | 134,459 |
| 36 | 水戸市 | 134,427 |
| 37 | 横須賀市 | 134,224 |
| 38 | 佐世保市 | 133,248 |
| 39 | 川越市 | 133,051 |
| 40 | 大津市 | 132,592 |
| 41 | 岡崎市 | 131,959 |
| 42 | 函館市 | 131,513 |
| 43 | 富山市 | 130,756 |
| 44 | 柏市 | 130,542 |
| 45 | 八王子市 | 130,307 |
| 46 | 福井市 | 129,704 |
| 47 | 松江市 | 129,540 |
| 48 | 郡山市 | 128,092 |
| 49 | 福島市 | 127,751 |
| 50 | 豊田市 | 126,955 |
| 51 | 松本市 | 125,397 |
| 52 | 倉敷市 | 124,768 |
| 53 | 宇都宮市 | 124,594 |
| 54 | 福山市 | 124,500 |
| 55 | 秋田市 | 123,645 |
| 56 | 下関市 | 122,073 |
| 57 | 長野市 | 121,991 |
| 58 | いわき市 | 121,900 |
| 59 | 姫路市 | 121,842 |
| 60 | 明石市 | 121,613 |
| 61 | 呉市 | 113,355 |

（時点）令和7年度（令和8年2月のサービス提供分まで）
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 中核市との比較 ～保険料～

**第9期（令和6～8年度）**
**基準月額**

（円）

中核市６１市中
９位です。

最も低い豊田市と1,500円、
最も高い尼崎市と693円の差となっています。

**全国平均　6,225円**
**中核市平均 6,305円**

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 尼崎市 | 7,493 |
| 2 | 東大阪市 | 7,093 |
| 3 | 八尾市 | 7,089 |
| 4 | 豊中市 | 6,998 |
| 5 | 岐阜市 | 6,900 |
| 6 | 那覇市 | 6,876 |
| 7 | 大分市 | 6,852 |
| 8 | 青森市 | 6,824 |
| 9 | 長崎市 | 6,800 |
| 9 | 和歌山市 | 6,800 |
| 11 | 寝屋川市 | 6,690 |
| 12 | 松山市 | 6,650 |
| 13 | 函館市 | 6,640 |
| 14 | 高松市 | 6,633 |
| 15 | 富山市 | 6,600 |
| 15 | 福井市 | 6,600 |
| 15 | 船橋市 | 6,600 |
| 18 | 高崎市 | 6,592 |
| 19 | 金沢市 | 6,590 |
| 20 | 松江市 | 6,554 |
| 21 | 福島市 | 6,500 |
| 22 | 福山市 | 6,483 |
| 23 | 甲府市 | 6,482 |
| 24 | 倉敷市 | 6,450 |
| 24 | 前橋市 | 6,450 |
| 26 | 西宮市 | 6,400 |
| 27 | 久留米市 | 6,358 |
| 29 | 一宮市 | 6,317 |
| 30 | いわき市 | 6,300 |
| 30 | 宮崎市 | 6,300 |
| 30 | 郡山市 | 6,300 |
| 33 | 吹田市 | 6,280 |
| 34 | 枚方市 | 6,276 |
| 35 | 盛岡市 | 6,267 |
| 36 | 鹿児島市 | 6,241 |
| 37 | 秋田市 | 6,232 |
| 38 | 奈良市 | 6,220 |
| 39 | 姫路市 | 6,200 |
| 39 | 明石市 | 6,200 |
| 41 | 旭川市 | 6,190 |
| 42 | 鳥取市 | 6,100 |
| 42 | 水戸市 | 6,100 |
| 42 | 横須賀市 | 6,100 |
| 42 | 高槻市 | 6,100 |
| 46 | 川口市 | 6,076 |
| 47 | 越谷市 | 6,000 |
| 48 | 八王子市 | 5,950 |
| 49 | 高知市 | 5,936 |
| 50 | 川越市 | 5,830 |
| 51 | 佐世保市 | 5,817 |
| 52 | 八戸市 | 5,800 |
| 52 | 山形市 | 5,800 |
| 52 | 柏市 | 5,800 |
| 55 | 松本市 | 5,780 |
| 56 | 宇都宮市 | 5,735 |
| 28 | 大津市 | 5,715 |
| 57 | 岡崎市 | 5,700 |
| 58 | 長野市 | 5,670 |
| 59 | 下関市 | 5,500 |
| 59 | 呉市 | 5,500 |
| 61 | 豊田市 | 5,300 |

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

（出典）厚生労働省HP（第９期）各都道府県平均保険料基準額一覧、各保険者保険料基準額一覧

# 和歌山市
# 介護保険の現状まとめ①

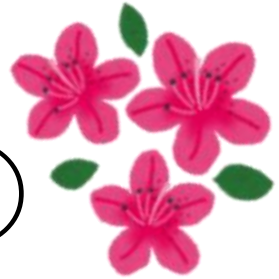

## 高齢化率

・年々上昇し、１００人中約３２人が６５歳以上の高齢者です。少子高齢化が続く中、今後も上昇が見込まれます。

## 認定率

・６５歳以上の高齢者１００人中約２５人が介護保険の要介護や要支援の認定を受けています。

## 介護保険料

・第６～８期の３期９年据え置いた後、第９期（令和６～８年）に約３％上昇しました。

# 和歌山市
# 介護保険の現状まとめ②

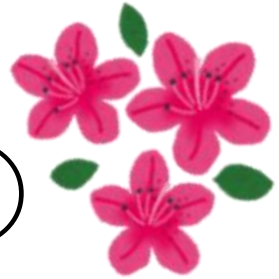

## 高齢独居世帯率

・年々上昇し、１００世帯中約１６世帯がひとり暮らしの高齢者世帯です。

## 高齢夫婦世帯率

・年々上昇し、１００世帯中約１２世帯が高齢夫婦世帯です。

## 給付月額

・在宅及び居住系サービスの受給者１人あたりの給付月額は、約１４万６千円です。

# 和歌山市
# 介護保険の特徴まとめ

他市と比較して

- 要介護認定率は、県下９市中２位、中核市４位
- 受給者１人あたり給付月額は、県下９市中１位、中核市１０位
- 介護保険料は、県下９市中３位、中核市９位

- 一般的に、高齢化が進行して介護ニーズが高まると、要介護認定率が上昇し、介護サービスの利用が増加します。また、介護の現場を支える介護職員の処遇改善も進んでいます。
その結果、サービス利用にかかる費用が増加すると、費用の一部を保険料で賄う制度上、保険料が上昇します。

# 現状と特徴から考えられること

介護を必要とする人の増加 等
（介護ニーズの高まり 等）

サービス利用にかかる費用の増加 等
（サービスの利用増、処遇改善 等）

高齢化率
上昇

さらに・・・
少子化により、
若年層・中年層
の人口が減少

要介護認定率 上昇

介護保険料
上昇

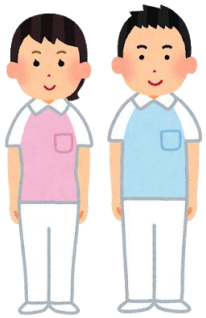

保険給付
(介護保険からの給付)
増加

介護保険は・・・
保険給付の一部を
保険料で賄う制度

高齢者を支える若年層・中年層が減少すると・・・

保険給付が増えると・・・

※若年層とは、15～34歳の方々を、
　中年層とは、35～64歳の方々を表しています。

# 現状と特徴のはてな

要介護認定率　24.7%
（県内９市中２位・中核市４位）

どうして和歌山市は
要介護認定率が
高いんだろう？

調べてみると・・・

要介護認定を受けている方のうち、
介護サービスを利用している方は約81%
（令和８年５月現在）

サービスを利用していないのに、要介護認定を受けている方がいるのはどうしてかな？

申請から結果まで日数がかかるから、必要になったら、すぐ介護サービスを使えるよう、あらかじめ認定を受けているのかな？

# あらかじめ要介護認定を受けておかないと、必要になったとき、すぐに介護を受けられない・・・というのは誤解です！

要介護認定を申請してから、認定結果が出るまでの間、ケアマネジャーに「暫定プラン」を作成してもらって、介護サービスを利用できる制度があります。

１人の方の要介護認定には・・・

①医師に意見書を作成してもらう費用　約4,700円

②認定調査に必要な費用 約5,000円

③認定審査に必要な費用 約2,600円

①②③ 合計
**約12,300円**
かかります！
（令和７年度実績）

また、作業量が非常に多いため認定結果までに平均30日以上を要します！

できるだけ、介護が必要になってから、要介護認定を申請していただきますよう、ご協力ください。

**よろしくお願いします**

# 介護保険法では

## 第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

## 第四条（国民の努力及び義務）

※一部抜粋

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

## 第五条（国及び地方公共団体の責務）

※一部抜粋

国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

２　都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

３　国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

## 第七十三条（指定居宅サービスの事業の基準）

※一部抜粋

指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

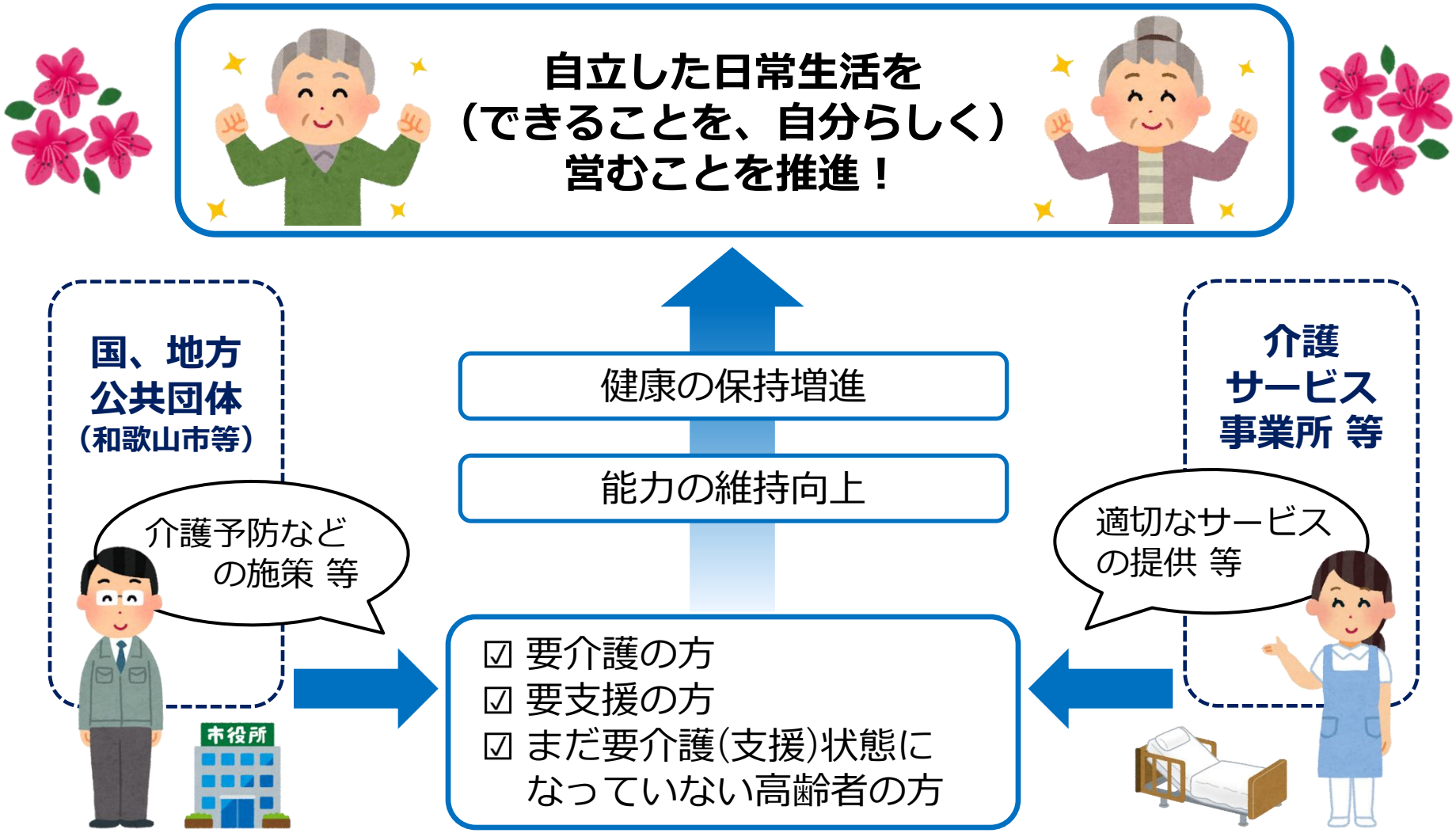


和歌山市では、できる限り介護が必要にならず、介護が必要になっても悪化させず、できるだけ自分らしく自立して日常生活を営めるように、**介護予防・日常生活支援総合事業**等の施策を推進しています。

# 最後に

高齢者の方だけでなく、ご家族の方や若い方、どなたにとっても
「介護」は決して無縁のものではありません。
和歌山市の介護保険の現状と特徴を通じて、介護保険の制度や介護そのものについて知っていただき、ご理解を賜ることができましたなら、幸いです。

ご覧いただき、誠にありがとうございました！

# 補足①

**基準月額とは**

６５歳以上の方の介護保険料の基準額を月額で表したものです。

※介護保険料基準額(年額)÷１２か月＝基準月額

**介護保険料基準額（年額）**

和歌山市
81,600円

＝

$$\frac{\text{１年間の保険給付に必要な費用の総額} \times \text{６５歳以上の保険料で賄う割合（約２３％）}}{\text{和歌山市の６５歳以上の人数}}$$

**介護保険料基準額（年額）× 保険料率 ＝ 介護保険料**

それぞれの方の年間の

本人の所得、世帯の課税状況等に応じて決まります。（P.24～27）

# 参考：令和８年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・生活保護を受給している方

・世帯全員が住民税非課税で、

・老齢福祉年金を受給している方
※明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金

・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万９,０００円以下の方

**第１段階** 保険料率 0.285

・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万９,０００円を超え１２０万円以下の方

**第２段階** 保険料率 0.485

・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が１２０万円を超える方

**第３段階** 保険料率 0.685

# 参考：令和８年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、

・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が
８０万９,０００円以下の方

→ 第４段階　保険料率 0.9

・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が
８０万９,０００円を超える方

→ 第５段階　保険料率 1.0

# 参考：令和８年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・本人が住民税課税で、

| | | |
|---|---|---|
| ・前年の合計所得金額が<br>１２０万円未満の方 | 第６段階 | 保険料率<br>1.2 |
| ・前年の合計所得金額が<br>１２０万円以上２１０万円未満の方 | 第７段階 | 保険料率<br>1.3 |
| ・前年の合計所得金額が<br>２１０万円以上３２０万円未満の方 | 第８段階 | 保険料率<br>1.5 |
| ・前年の合計所得金額が<br>３２０万円以上４００万円未満の方 | 第９段階 | 保険料率<br>1.7 |
| ・前年の合計所得金額が<br>４００万円以上５２０万円未満の方 | 第10段階 | 保険料率<br>1.9 |

# 参考：令和８年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・本人が住民税課税で、

| | | |
|---|---|---|
| ・前年の合計所得金額が<br>５２０万円以上６２０万円未満の方 | 第11段階 | 保険料率<br>2.1 |
| ・前年の合計所得金額が<br>６２０万円以上７２０万円未満の方 | 第12段階 | 保険料率<br>2.3 |
| ・前年の合計所得金額が<br>７２０万円以上８００万円未満の方 | 第13段階 | 保険料率<br>2.4 |
| ・前年の合計所得金額が<br>８００万円以上１,０００万円未満の方 | 第14段階 | 保険料率<br>2.5 |
| ・前年の合計所得金額が<br>１,０００万円以上の方 | 第15段階 | 保険料率<br>2.6 |

# 補足②

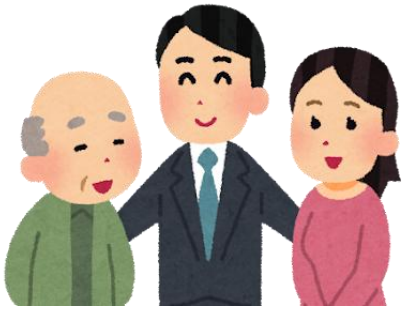

## 給付月額とは

| 保険給付分<br>(7～9割)<br>保険給付分の内訳<br>公費50%、40～64歳の介護保険料27%、65歳以上の介護保険料23% | 利用者の<br>自己負担分<br>(1～3割) |
|---|---|

介護サービスの利用にかかる費用は、７～９割が保険給付（国・県・市の公費と介護保険料）、１～３割が利用者の自己負担によって賄われます。
※利用者が自己負担する割合は、収入・所得等に応じて決まります。

給付月額とは、介護サービスの１か月の利用にかかる費用のうち、保険給付によって賄われる金額のことです。

# 補足③

## 在宅サービスとは

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）など、自宅で暮らしながら利用できる介護サービスのことです。

## 居住系サービスとは

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）を利用されている方にかかる介護サービスのことです。

他に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護施設に入所されている方にかかる介護サービスである施設サービス等があります。